

船舶事故調査報告書

平成23年10月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年10月31日（日） 12時15分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市三崎港 三浦市所在の諸磯埼灯台から真方位285°550m付近 （概位 北緯35°09.4′ 東経139°36.1′）
事故調査の経過	平成22年11月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第十八えいあん丸、14.49トン 235-13862、個人所有 11.98m (Lr) × 3.30m × 1.06m、FRP ディーゼル機関、353.04kW、昭和57年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 29歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年10月6日 免許証交付日 平成21年10月6日 （平成27年10月5日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船首船底部亀裂及び破口、ビルジキール破損、シューピース破損、舵板及び舵頭材曲損、プロペラシャフト曲損等
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、係留場所に戻るため、台風の接近に備えて避泊していた三崎港油壺湾を出航し、三崎港南防波堤灯台北西方沖に至ったとき、本船のあとに同湾を出航した父親が1人で乗り組んだ漁船（以下「親族の船」という。）の機関が停止して航行不能となったとの無線連絡を受け、救助のために現場へ向かった。</p> <p>船長は、三崎港諸磯湾口南方の岩礁の近くで漂流していた親族の船に近づいてえい航索を渡したのち、本船の機関を後進にかけてえい航しようとしたものの、親族の船が岩礁に乗り揚げている全く動かず、このままえい航作業を継続すると本船も岩礁に乗り揚げると思い、直ちに機関を中立とし、えい航索を外すため、操舵室を出て船首甲板に向かった。</p> <p>本船は、機関を後進にかけたのちに中立としたことによるえい航索の反動と北の風により、親族の船の方へ圧流され、平成22年10月31日12時15分ごろ、岩礁に乗り揚げた。</p> <p>本船及び親族の船は、自力で離礁できず、父親が海上保安庁に通報し、来援した僚船に引き出され、三浦市所在の造船所にえい航された。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1～1.5m、潮汐 高潮時、潮高 約1.2m 本事故発生時、関東海域北部には海上強風警報及び海上暴風警報が発表されていた。</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故発生場所には岩礁が広がっていることを知っていたので、日頃から接近しないように航行していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし 本船は、三崎港において、同港諸磯湾口南方の岩礁に乗り揚げて航行不能となった親族の船を機関を後進にかけてえい航作業中、えい航が困難となり、本船の乗揚げを防止しようとして機関を中立としたことから、えい航索の反動と北の風に圧流されて同岩礁に乗り揚げたものと考えられる。 船長が、早期に海上保安庁に救助要請を行っていれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、三崎港において、同港諸磯湾口南方の岩礁に乗り揚げて航行不能となった親族の船を機関を後進にかけてえい航作業中、えい航が困難となり、本船の乗揚げを防止しようとして機関を中立としたため、えい航索の反動と北の風に圧流されて同岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	